

HIS web セット保険（海外旅行保険）にご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）

引受保険会社：エイチ・エス損害保険株式会社

この説明書では、海外旅行保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みください。

ご加入者（お申込みされる方）と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合には、この説明書に記載の事項を被保険者の方全員に必ずご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための重要な事項**注意喚起情報** お申込みに際してお客さまにとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、エイチ・エス損保までお問い合わせください。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。

普通保険約款	契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
被保険者	保険の対象となる方または補償を受ける方をいいます。ただし、賠償責任危険補償特約においては、被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。
保険金	事故が生じた場合に、エイチ・エス損保がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	ご契約金額をいい、事故が生じた場合にお支払いする保険金の限度額のことをいいます。
免責金額 （自己負担額）	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
海外旅行中	保険期間（保険のご契約期間）中で、かつ被保険者が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

I. ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み 契約概要

本商品は下記の者を契約者、取扱代理店、引受保険会社とする包括契約です。

契約者	株式会社エイチ・アイ・エス または 株式会社エイチ・アイ・エス沖縄	お申込みいただいた旅行によって異なります。 （保険加入者証で確認ください。）
取扱代理店	株式会社エイチ・アイ・エス または 株式会社エイチ・アイ・エス沖縄	契約者に同じ
引受保険会社	エイチ・エス損害保険株式会社	

海外旅行保険は、海外旅行保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

この保険は、海外旅行中に偶然な事故により被保険者がケガをした場合や病気になった場合などに保険金をお支払いするものです。

2. 補償内容 契約概要 注意喚起情報

この保険には海外旅行保険普通保険約款のほか、次の特約がセットされます。（プランによりセットされる特約が異なります。）

①全プランにセットされます。

傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）、治療・救援費用補償特約、携行品損害補償特約、戦争危険等免責に関する一部修正特約、ホームヘルパー雇入費用等補償特約、妊娠初期の症状に対する支払責任の変更に関する特約（保険期間 31 日以下の場合）、指定感染症追加補償特約、包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

②HIS の web サイトからお申込みいただいた方の往復プランにセットされます。（下表★1）

【保険期間 31 日以下の場合】

疾病死亡保険金支払特約、旅行中の事故による緊急費用補償特約

【保険期間 32 日以上の場合】

疾病死亡保険金支払特約、航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約、航空機遅延費用等補償特約

ご注意

Surprise からのお申込みにはセットされません。

③HIS の web サイトからお申込みいただいた方の片道プランにセットされます。（下表★2）

航空機遅延費用等補償特約

④往復プランの場合にセットされます。（下表★3）

賠償責任危険補償特約

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合の内容は次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ⇒ 傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 同一のケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の金額を差し引いた額をお支払いします。	【共通】 ○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為（ただし、自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の治療・救援費用のうちの救援費用部分はお支払いの対象となります。） ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 ○妊娠・出産・早産・流産およびこれらに基づく病気。ただし、保険期間が31日以内の契約に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除きます。）により医師の治療を開始した場合の治療・救援費用はお支払いの対象となります。 …など
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ⇒ 後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。 (注) お支払いする額は、保険期間を通じ合計して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	【傷害死亡/傷害後遺障害/治療・救援費用】 ○海外旅行開始前に発生した事故によるケガが原因で死亡した場合または治療した場合 ○酒気帯び運転、無資格運転中の事故（ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の治療・救援費用のうちの救援費用部分はお支払いの対象となります。） ○スカイダイビング・山岳登山などの危険な運動等（☆2）を行っている間に生じた事故（ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の治療・救援費用のうちの救援費用部分はお支払いの対象となります。） …など
疾病死亡保険金（★1） HIS往復プランにセット	①海外旅行中に病気により死亡した場合 ②「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気（★1）」により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（★2） ③海外旅行中に感染した特定の感染症（☆1）により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 （★1）その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。 （★2）海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。 ⇒ 疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。	【傷害後遺障害/治療・救援費用】 ○むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの …など
治療・救援費用保険金	【傷害治療費用部分】 海外旅行中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けた場合 ⇒ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に実際に支出した治療費等の費用のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 【疾病治療費用部分】 ①「海外旅行中に発病した病気」もしくは「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気（★）」により、海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ②海外旅行中に感染した特定の感染症（☆1）により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を開始した場合 （★）その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。 ⇒ 治療開始日からその日を含めて180日以内に実際に支出した治療費等の費用のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 【救援費用部分】 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（★1） ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気（★2）により3日以上続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 （★1）海外旅行中に医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。 （★2）海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。 ⇒ 実際に支出した救援費用（救援者の現地までの往復運賃（★1）、救援者の宿泊施設の客室料（★2）など）のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 （★1）運賃が1台あたりの料金で定められている場合、救援者3名までが負担すべき費用に限り、（救援者が3名を超えた場合は、1台あたりの料金を人数で均等割し、3名分をお支払いします。）	【疾病死亡/治療・救援費用】 ○歯科疾病 ○山岳登山（★）を行っている間に発病した高山病 （★）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。 …など 【治療・救援費用】 ○海外旅行開始前に発病した病気が原因で治療した場合 ○海外でのカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療 …など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	(※2) 客室料が1室あたりの料金で定められている場合、救援者3名までが負担すべき費用に限りです。(救援者が3名を超えた場合は、1室あたりの料金を人数で均等割し、3名分をお支払いします。) 【傷害/疾病治療費用部分・救援費用部分共通】 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額を限度とします。	
賠償責任保険金(★3) HIS往復プラン/Surprise往復プランにセット	海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物(保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品・生活用品を含みます。)を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ⇒ 1回の事故について、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金の額などをお支払いします。	○保険契約者または被保険者の故意 ○職業上の行為に関する賠償責任 ○同居の親族に対する賠償責任 ○航空機、船舶、車両(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、観光に使用中のセグウェイに起因するものはお支払いの対象となります。)、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ○受託物(レンタル業者から借り入れた旅行用品等はお支払いの対象となります。)に対する賠償責任 …など
携行品損害保険金	海外旅行中に携行品(カメラ、宝石、衣類、航空券、旅券など)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 ⇒ 携行品1個(1点、1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は合計で5万円)を限度として再調達価額(同一の質、用途、規模、型、能力の物を新たに購入するのに必要な金額)または修理費のいずれか低い額をお支払いします。 (注1) これらお支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。 (注2) 盗難にあった場合は、ただちに警察署に届け出て、現地の警察署の盗難届出証明書を取得する必要があります。	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失 ○サーフィン・ウィンドサーフィン等の運動を行うための用具、通貨・小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ等の携行品損害 ○携行品の欠陥、自然の消耗 ○商品・製品等、業務にのみ使用される物の損害 ○携行品の置き忘れ、紛失 …など
旅行事故緊急費用保険金(★1) HIS 往復プラン(保険期間31日以下)にセット	海外旅行中の予期せぬ偶然な事故(※1)により、海外旅行中に次の①から⑦までの費用の負担を余儀なくされた場合 ①交通費(※2) ②ホテル等の宿泊施設の客室料(※3) ③食事代(※4) ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥渡航先で予定していたサービスの取消料等 ⑦身の回り品の購入費用(またはレンタル費用)(※5)(※6)(※7) (※1) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者によりその発生の証明がなされる事故に限りです。 (※2) 交通費が1台あたりの料金で定められている場合、被保険者が被保険者以外の者と同乗したときは、1台あたりの料金を乗車した人数で均等割し、被保険者の分をお支払いします。 (※3) 客室料が1室あたりの料金で定められている場合、被保険者が被保険者以外の者と同室で宿泊したときは、1室あたりの料金を宿泊した人数で均等割し、被保険者の分をお支払いします。 (※4) 食事代は、次のア. またはイ. に該当し、費用を負担した場合にお支払いします。 ア. 搭乗予定の航空機(※8)について、6時間以上の出発遅延・欠航・運休等により、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できなかった場合、または搭乗した航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できなかった場合 イ. 搭乗していた航空機の遅延等により乗継ぎの予定だった出発機に搭乗できず、到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できなかった場合 (※5) 身の回り品の購入費用は、乗客として搭乗する航空機に寄託した手荷物が、航空機の目的地到着後6時間を経過してもその目的地に運搬されなかった場合で、航空機到着後96時間以内に費用を負担したときにお支払いします。(住居に帰着した後の費用はお支払いの対象になりません。) (※6) 購入する場合はその物の代金、貸与を受ける場合はその物の使用料をいい、他人への謝礼および礼金は含みません。 (※7) 寄託手荷物が被保険者のもとの到着した時以降に購入またはレンタルした費用は除きます。 (※8) 最初に搭乗する予定だった航空機をいい、その航空機の代替となる他の航空機は含みません。	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失・法令違反 ○歯科疾病の発病または症状の悪化 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、革命などの事変(ただし、テロはお支払いの対象となります。) ○放射能汚染 ○運行時間が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 …など (注) 費用負担の原因となった偶然な事故(欠航、運休、遅延など)が、補償開始前に発生していた場合は保険金のお支払いの対象となりません。(補償は保険始期日以降で海外旅行の目的をもって自宅を出発した時に開始します。)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	⇒実際に支出した費用のうち社会通念上妥当な金額または同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は除きます。）をお支払いします。 （注）下記の金額が保険期間中の支払限度額となります。 ③の食事代は、5千円 ①～⑥の各費用については、③の食事代を含めて合計で5万円 ⑦の費用については、①～⑥とは別に10万円	
航空機寄託手荷物遅延等費用保険金（★1） HIS 往復プラン（保険期間32日以上）にセット	乗客として搭乗する航空機に寄託した手荷物が、航空機の目的地到着後6時間を経過してもその目的地に運搬されなかった場合 ⇒航空機到着後96時間以内に被保険者が負担した必要不可欠な衣類・生活必需品・身の回り品の購入費（またはレンタル費）をお支払いします。 （注1）寄託手荷物が被保険者のもとの到着した時にこれらを購入した費用は除きます。 （注2）購入する場合はその物の代金、貸与を受ける場合はその物の使用料をいい、他人への謝礼および礼金は含みません。 （注3）1回の寄託手荷物遅延について、10万円がお支払いの限度となります。	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失・法令違反 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 …など
航空機遅延費用等保険金（★1、2） HIS往復プラン（保険期間32日以上）、HIS片道プランにセット	①搭乗予定の航空機（★）について、6時間以上の出発遅延・欠航・運休等により、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合、または搭乗した航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 ②搭乗していた航空機の遅延等により乗継ぎの予定だった出発機に搭乗できず、到着機の到着時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 （★）最初に搭乗する予定だった航空機をいい、その航空機の代替となる他の航空機は含みません。 ⇒出発地（★1）または乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に支出したホテル等の宿泊施設の客室料（★2）、食事代、交通費（★3）等の費用をお支払いします。 （注）1回の出発遅延・欠航・運休等（または到着機の遅延等）について、3万円がお支払いの限度となります。また、お支払いの対象となる費用について、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引きます。 （★1）着陸地変更した場合の着陸地を含みます。 （★2）客室料が1室あたりの料金で定められている場合、被保険者が被保険者以外の者と同室で宿泊したときは、1室あたりの料金を宿泊した人数で均等割し、被保険者の分をお支払いします。 （★3）交通費が1台あたりの料金で定められている場合、被保険者が被保険者以外の者と同乗したときは、1台あたりの料金を乗車した人数で均等割し、被保険者の分をお支払いします。	（注）補償開始前に決定していた欠航、遅延等によって生じた費用は、保険金のお支払いの対象となりません。（補償は保険始期日以降で海外旅行の目的をもって自宅を出発した時に開始します。）

（☆1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」「四類感染症」または政令により「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。（エボラ出血熱、ラッサ熱、ペスト、マールブルグ病、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、マラリア、黄熱、回歸熱、ウエストナイル熱、レプトスピラ症、ジカウイルス感染症、デング熱など）

（☆2）山岳登山（★1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（★2）操縦（★3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（★4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、自動車、原動機付自転車、オートバイ、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービル等の乗用具による競技・競争・興行・試運転

- （★1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- （★2）グライダーおよび飛行船を除きます。
- （★3）職務として操縦する場合を除きます。
- （★4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

3. 補償重複 **注意喚起情報**

補償内容が同種の保険契約を既に締結されている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。また、お持ちのクレジットカードに海外旅行保険が付帯されている場合には、この保険と補償が重複することがありますのでご確認ください。（クレジットカード付帯の海外旅行保険は、保険金額が少額な場合がある等、補償内容が十分ではな

いことがありますので、ご注意ください。）

4. 保険金額の設定 契約概要

保険金額については、お申込画面でご確認ください。
ご不明な点は、エイチ・エス損保までお問い合わせください。

5. 保険期間（保険のご加入期間）および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

この保険で補償する期間（保険期間）は、お申込みいただいたツアーや航空券等の日程（出発日～帰国日）に合わせて自動的に設定されます。（時刻は、日本時間の標準時によるものとします。）

ご注意！ 保険期間を自動で設定しているため、お客さまの実際の旅行行程（住居を出発してから住居へ帰着するまでの期間）のすべてを補償できない場合があります。旅行の出発日より早い日程でご自宅を出発する場合などは、HIS オンライン予約センター（海外旅行）までご相談ください。

<往復プランの場合>

被保険者（保険の対象となる方）が海外旅行の目的をもって住居を出発した時または保険始期日の午前0時のいずれか遅い時から、住居に帰着した時または保険期間最終日の午後12時（24時）のいずれか早い時まで補償されます。お客さまの実際の旅行行程に関わらず保険期間は最長60日までとなります。

<片道プランの場合>

被保険者（保険の対象となる方）が海外旅行の目的をもって住居を出発した時または保険始期日の午前0時のいずれか遅い時から、保険始期日の翌日午後12時（24時）または住居に帰着した時のいずれか早い時まで補償されます。

6. 引受条件 契約概要 注意喚起情報

ご加入いただくにあたって、次の点にご確認ください。

- ご加入者（お申込みされる方）は個人の方に限ります。（企業等の法人名義ではご加入いただけません。）
- 被保険者（保険の対象となる方）は、75歳未満の方（出発日時点の満年齢）に限ります。

7. 保険料 契約概要

保険加入いただくお客さまは、お申込画面で表示される保険料の金額を、株式会社エイチ・アイ・エス（または株式会社エイチ・アイ・エス沖縄）にお支払いいただきます。株式会社エイチ・アイ・エス（または株式会社エイチ・アイ・エス沖縄）は、お客さまからお支払いいただいた金額を保険料としてエイチ・エス損保に支払います。

8. 保険料の払込方法について 契約概要 注意喚起情報

保険料はHISのwebサイトにて申し込まれた旅行代金もしくはSurpriceのwebサイトにて申し込まれた旅行代金と一緒にご加入者（お申込みされる方）であるお客さまに請求させていただきます。

9. 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

II. ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務 注意喚起情報

ご加入者（お申込みされる方）または被保険者（保険の対象となる方）には、ご加入時に次の告知事項（注）について、事実を正確に告知いただく義務があります。

（注）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、ご加入時に質問事項としてエイチ・エス損保が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

この保険における告知事項は、次のとおりです。

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ①年齢（出発日時点の満年齢） | ④居住地・アクセス元 |
| ②現在の健康状態 | ⑤職業・職務（旅行中に従事する危険な職業・職務（※）） |
| ③他の保険契約等 | |

ご注意！ 告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、保険加入を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

（※）危険な職業・職務とは次のものをいいます。

スタントマン、騎手、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、プロボクサー、プロレスラー、力士、テストライダー、テストパイロット、猛獣取扱者、船舶関係従事者、港湾運搬作業、船内・沿岸運搬業者、漁業作業、火薬・爆薬類等の火気を取扱う者、強酸・劇毒物を取扱う者、採鉱・採

石作業、農林作業、自動車運転、木・竹・草・つる製品製造、建設、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業・職務

2. 保険申込みの完了 **注意喚起情報**

「予約」ボタンを押し、「ご予約完了」の画面が表示された時点で保険申込みは完了します。(※)

(※) ただし、保険料相当額を含むツアーもしくは航空券代のお支払い方法で「銀行振込」を選択された場合は、株式会社エイチ・アイ・エス（または株式会社エイチ・アイ・エス沖縄）への着金の確認ができた時点で保険申込みは完了します。

3. 保険申込み完了の契約証明書について **注意喚起情報**

保険申込みが完了した場合には、「HIS web セット保険 ご加入手続き完了のご案内」メールが届きます。メールでご案内する「ご加入者様専用ページ」から契約証明書が確認できます。なお、HIS web セット保険では保険証券を発行していません。

4. クーリングオフ（加入申込みの撤回等について） **注意喚起情報**

この保険契約は保険期間が1年以下となるため、クーリングオフの対象外となります。

5. 死亡保険金受取人の指定 **注意喚起情報**

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定めることはできません。

Ⅲ. ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等 **注意喚起情報**

(1) 住所または通知先を変更される場合

契約証明書記載の住所または通知先を変更される場合は、HIS オンライン予約センター（海外旅行）までご通知ください。ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

(2) 職業・職務を変更した場合

海外旅行中に危険な職業・職務（前記「Ⅱ-1. 告知義務」と同様です。）に従事されることになった場合、遅滞なく HIS オンライン予約センター（海外旅行）までご通知いただく義務（通知義務）があります。この場合、保険加入が解除になり、危険な職業に従事された時に発生した事故によるケガ等に対しては、保険金をお支払いできませんのであらかじめご了承ください。

2. 旅行行程の変更、旅行先を変更する場合 **注意喚起情報**

旅行行程の変更等で「保険期間の変更や解約を希望される場合」は、HIS オンライン予約センター（海外旅行）へご連絡ください。

ご注意！ 「旅行中の事故による緊急費用補償特約」をセットしている場合で、保険期間が延長により 31 日を超えるときは、保険期間の 32 日目以降は「旅行中の事故による緊急費用補償特約」を削除してお引受けします。

3. 解約と解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約される場合は、HIS オンライン予約センター（海外旅行）までお問い合わせください。

なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返戻金としてお支払いすることがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

Ⅳ. その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店はエイチ・エス損保との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っています。

2. 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、エイチ・エス損保も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が

破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

3. 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

エイチ・エス損保は、お客さまの個人情報をプライバシーポリシー（個人情報保護宣言 <https://www.hs-sonpo.co.jp/privacy/>）に則り、以下のとおり適切に取り扱います。

○個人情報の利用

エイチ・エス損保は、お客さまの個人情報を次の目的を達成するために利用します。

- (1) 本保険のお引受け、保険金のお支払い、そのほか本保険の履行のため
- (2) 本保険以外のエイチ・エス損保の商品、サービスのご案内・ご提供のため
- (3) エイチ・エス損保の提携先・委託先の商品・サービスのご案内のため

ただし、保健医療等の特別の非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

○個人情報の提供

エイチ・エス損保は、本保険に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、国内外の業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等の間で登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

エイチ・エス損保の再保険業務の履行のため国内外の再保険引受会社に提供することがあります。

○法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律およびその他法令等に基づき外部へ提供することがあります。

4. 重大事由による解除

次の事由がある場合は、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③以下の暴力団等反社会的勢力に該当すると認められる場合または密接に関与していると認められる場合
 - ・暴力団・暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）
 - ・暴力団準構成員
 - ・暴力団関係企業その他の反社会的勢力
- ④複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合
- ⑤上記のほか、①から④と同程度にエイチ・エス損保の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

5. 通信トラブル等による責任

株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社エイチ・アイ・エス沖縄およびエイチ・エス損保の責によらない通信手段、端末障害等により、保険申込み手続きが遅延もしくは不能となったために生じた損害または通信経路での盗聴等により、保険契約情報、保険料支払情報等が漏洩したために生じた損害については、株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社エイチ・アイ・エス沖縄およびエイチ・エス損保は責任を負いません。

6. 事故が起こった場合

(1) まずはご連絡ください

この保険の対象となる事故が発生した場合には、エイチ・エス損保まで、病気・ケガの状況、事故の内容等を 30 日以内にご通知ください。電話番号等は、お申込み手続き完了後に届く「HIS web セット保険 ご加入手続き完了のご案内メール」でご案内する「ご加入者様専用ページ」で印刷できる「保険加入者証」に記載されています。

ご注意！ 正当な理由がなくご通知のない場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

賠償事故が発生した場合で、被害者（相手側）との間で賠償額を決定（示談）するときには、必ず事前にご連絡ください。

ご注意！ エイチ・エス損保の承認のない賠償額の決定（示談）をした場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

(2) 保険金請求の手続きについて

事故のご連絡をいただいた場合には、エイチ・エス損保より、保険金請求に際してご提出いただく書類や請求できる保険金の種類など、保険金請求手続きに関してご案内します。

(3) 保険金の支払時期について

被保険者または保険金受取人が保険金請求の手続きを完了した日（請求完了日）からその日を含めて 30 日以内に保

険金をお支払いします。

ご注意！ 特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払いするまでの期間を延長することがあります（この場合には被保険者等にあらかじめ通知します。）。

(4) 時効について

保険金請求権については時効（3年）があります。保険金請求権の時効の起算点は、補償項目によって異なります。例えば、死亡保険金の場合は、被保険者が死亡した時が時効の起算点となります。

(5) 代理請求人制度について

代理請求人制度とは、被保険者本人が保険金を請求できない事情がある等、特別な事情がある場合に、代理人による保険金の請求ができる制度です。詳しくはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

7. その他

○お申込みできる期間

ご出発日の6か月前から前日まで

○通信環境

電波（通信状況）の安定した場所にてご利用ください。通信状況により、保険申込み成立画面以前に接続が切れてしまった場合は、保険申込みが成立していませんので最初からやり直してください。

○接続料金

接続料（パケット使用料、通信費）はご加入者さまのご負担となります。

8. ご加入内容確認事項（意向確認事項）

この保険は、海外旅行行程中のケガや病気による治療や損害等を補償する保険です。ご加入にあたり、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿っていること、お申込みをされるうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認ください。

●次の補償内容等について、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

①補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約

②被保険者の範囲

③保険金額

④保険期間（航空券のご予約にあわせて自動的に設定されます。）

⑤保険料、保険料払込方法、契約者配当金制度がないこと

保険金額や保険料等、お客さまのご意向に沿わない場合はエイチ・エス損保までお問い合わせください。

●被保険者の『年齢（出発日時点の年齢）』『性別』『他の保険契約等』欄等について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

窓口一覧

保険料のご入金・取消・解約・延長などのお手続きについて

HIS オンライン予約センター（海外旅行）

電話番号・営業時間は、下記サイトにてご確認ください。

HIS ホームページ（URL：<https://www.his-j.com/support/contact/>）

※Surprice で予約された方は旅行の予約完了メールに記載の連絡先にご連絡ください。

保険金のご請求、ご契約のご相談、エイチ・エス損保へのご意見

エイチ・エス損害保険株式会社



各種お問い合わせ先はこちらからご確認ください。

<https://www.hs-sonpo.co.jp/contact/>

指定紛争解決機関 注意喚起情報

エイチ・エス損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。エイチ・エス損保との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

電話番号 0570-022808【ナビダイヤル】

受付時間：9:15～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）